

お知らせ版



広報しばた・お知らせ版・第955号・柴田町役場まちづくり政策課・柴田町船岡中央2丁目3-45
TEL 54-2111 FAX 55-4172 柴田町ホームページアドレス <https://www.town.shibata.miyagi.jp/>

マイナポイント第2弾の対象となるマイナンバーカードの 取得申請期限が2月末まで延長になりました

マイナンバーカードの普及のため、一人当たり最大20,000円相当のポイントが付与する「マイナポイント第2弾」。マイナポイントが付与されるマイナンバーカードの取得申請が2月末まで延長されました。

すでにマイナンバーカードをお持ちの方も、健康保険証としての利用申し込みや公金受け取り用口座を登録することで、マイナポイントが付与されます。

この機会にマイナンバーカードの申請、健康保険証の登録などをご検討ください。

まちづくり政策課 ☎54-2111



第十一回特別弔慰金について

戦没者などの遺族に対する特別弔慰金（令和3年から令和7年までの5年間で、額面25万円の国債を支給）の請求を受け付けています。

請求期間を過ぎると第十一回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、まだ手続きをしていない方は、早めに請求してください。

請求期限／3月31日（金）まで

福祉課 ☎55-5010

募集

「しばた100選」を見てみよう ～入間田ってどんなところ？～

入間田地区の円龍寺や毘沙門堂などのスポットを、マイクロバスで巡ります。しばた100選活用チームで製作した紙芝居の上演もあります。

日1月26日（木） 9:00～12:00

（9:00柴田町図書館駐車場または、9:15槻木生涯学習センター第二駐車場集合）

対町民 15人（先着順） 費1,000円（保険料、お土産代） 備飲み物、雨具

日1月18日（水）8:30から電話で下記へ。

まちしばた100選活用チーム（まちづくり政策課内） ☎54-2111

募集

令和5年度柴田町ゆとりの育児支援事業登録児童

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、屋間保育所で一時的に預かり、必要な保育を行います。

特定保育 保護者の就労・職業訓練・就学などにより、週2～3日程度、家庭での保育が困難な場合

一時保育 保護者の出産・傷病・看護・冠婚葬祭などにより、緊急に家庭で保育が困難な場合、また保護者のリフレッシュでの利用の場合

日平日 8:30～15:30 船岡保育所、槻木保育所、西船迫保育所

町内在住で、幼稚園や保育所などに入園していない満10カ月から小学校就学前の児童 費1人当たり日額1,100円（給食費別途負担あり）

日2月1日（水）から10日（金）まで（平日8:30～17:00）、申請書を希望する保育所へ。申

請書は各保育所で配布のほか、町ホームページからもダウンロードできます。

※特定保育と一時保育を重複して申し込みはできません。

船岡保育所 ☎55-1253 槻木保育所 ☎56-1332 西船迫保育所 ☎57-1387

水道の凍結にご注意ください

冬は水道管の凍結により、水が出なくなったり、破損してしまうことがあるため、水道管の防寒対策をお願いします。

水抜き栓は、凍結防止のために水道管の中の水を抜く構造になっています。ハンドルを右に止まるまで回し、蛇口の1カ所を開け水を出すことで完了します。

宅地内の水道管が破損した場合、修理費用は自己負担になります。万が一破損した場合は、直接町の工事指定店に修理を依頼してください。

上下水道課 ☎55-2119

柴田町水道お客様センター ☎57-1630

ありがとうございます

○柴田ガス供給株さんが小型発電機を寄贈（総務課）

○メガネの相沢柴田店さんが老眼鏡を寄贈（福祉課）

○（一社）日本クリケット協会さんがクリケットブラストセットを寄贈（各小学校）

○水戸義裕さんがポータブルワイヤレスアンプを寄贈（東船岡小学校）

財政課 ☎55-2278

入札参加者の 登録について

柴田町の工事や委託、物品販売・役務提供などの入札に参加するには「入札参加資格者名簿」に登録される必要があります。令和5・6年度の登録申請を下記の期間で受け付けますので、申請要項を参照のうえ手続きしてください。

これまで名簿に登録されていた方でも、更新手続きが必要となります。申請要項、関係様式などは、町ホームページからダウンロードできます。

登録有効期間

4月1日～令和7年3月31日

受付期間

1月16日(月)～2月10日(金)

問 財政課 ☎55-2278

18歳から“大人” 契約トラブルにご注意ください

令和4年4月から、成年年齢が20歳から18歳に変わりました。

18歳の誕生日から成年となり、親の同意がなくても自分の意思で契約ができるようになり、自ら責任を負うこととなります。

契約トラブルなどに巻き込まれた場合や困ったことが起きた場合、相談窓口として消費者ホットラインが設置されています。

困ったとき、おかしいなと思ったときにはすぐに相談してください。

消費者ホットライン ☎1888

問 町民環境課 ☎55-2113

生活保護の相談

県仙南保健福祉事務所の相談員が生活保護に関する相談に応じます。また、毎月一回目の相談日にはハローワークの就労支援ナビゲーターが同席し、就労相談も行います(午後のみ)。※要予約

日 2月6日、13日、20日の月曜日

10:00～15:00

所 役場1階相談コーナー

問 福祉課 ☎55-5010

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 申請期限は2月28日(火)まで

新型コロナウイルス感染症により、経済的な影響を受けている子育て世帯の児童1人あたり5万円を支給する給付金の申請を受け付けています。

■ひとり親世帯

☑ 令和4年3月31日時点で18歳未満(特別児童扶養手当受給資格者の場合は20歳未満)の児童の養育者で、次のいずれかに該当するひとり親の方

- ① 公的年金などを受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方 ※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限る
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、令和2年2月以降の収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

■ひとり親世帯以外

☑ 令和4年3月31日時点で18歳未満(特別児童扶養手当受給資格者の場合は20歳未満)の児童の養育者で、次のいずれかに該当する方

※令和5年2月までに生まれた新生児も対象になります。

- ① 児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けていて、令和4年度住民税の均等割が非課税の方
- ② ①のほか、対象児童の養育者(例:高校生の児童のみを養育している方)で、令和4年度住民税の均等割が非課税の方
- ③ 令和4年1月以降の申請者および配偶者の収入(任意の月収に12を掛けたもの)が、住民税均等割非課税となる水準の方

☑ ひとり親世帯、ひとり親世帯以外のどちらにも該当する方は、いずれか一方の支給となります。支給区分に応じ要件や必要な書類が異なります。詳細は町ホームページに掲載しているほか、下記までお問い合わせください。

問 子ども家庭課 ☎55-2115

募集

令和5年度柴田町育英会奨学生

経済的な理由により就学困難な学生・生徒で、向学心に燃える優秀な方に対し、奨学金の貸与を行います。

☑ 次の全てに該当する方

- ・ 町内に1年以上住所を有している方の子弟で、高等学校(視覚支援学校、聴覚支援学校または特別支援学校の高等部を含む)、高等専門学校または大学(修業年限2年以上の専門学校を含む)への進学予定者および在学者
- ・ 学術優秀、品行方正、身体強健で学費の支払いが困難であると認められる方

☑ 若干名(選考委員会にて決定)

貸付月額/・大学奨学生(私立)24,000円(公立・短大・専門学校)20,000円

・高校奨学生 10,000円 ※入学金などの一時金はありません。

貸付期間/進学しようとする学校、または在学する学校の修業年限の終期まで。

償還期間については、学校などを卒業してから1年間猶予の後10年以内です。

☑ 2月1日(水)から3月31日(金)までに下記へ。

※家計の急変(収入減少)に対する奨学支援制度は、高校生に「高等学校等育英奨学資金貸付」、大学生に「日本学生支援機構の奨学金」がありますので、在学校の奨学金担当へご相談ください。

募集

柴田町育英会会員

事業目的に賛同し、一口6,000円以上を寄付して下さる会員を募集しています。

問 柴田町育英会(教育総務課内) ☎55-2134

新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする 国民年金保険料免除について

新型コロナウイルスの感染症の影響で収入の減少により、国民年金保険料の納付が困難となった場合に、保険料の免除を受けることができます。

① 次の全てに該当する方

- ・令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方
- ・令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれる方

※令和4年度は、令和3年1月以降で収入が減少した月が対象

対象となる期間

令和2年2月分以降の国民年金保険料が対象となりますが、申請できる期間は申請した月から2年1カ月前までとなります。(すでに保険料が納付済の月を除く)

○一般の方 令和2年7月から令和5年6月まで

○学生の方 令和2年4月から令和5年3月まで

申請書類

○一般の方 国民年金保険料免除・納付猶予申請書、所得の申立書

○学生の方 国民年金保険料学生納付特例申請書、所得の申立書

在学期間がわかる学生証のコピーまたは在学証明書(原本)

※「所得の申立書」は、新型コロナウイルス感染症用の書類です。臨時特例による免除の申請を希望する場合は、必ず提出してください。

※マイナンバーを記載して郵送で申請される方は、マイナンバーカードの写しなどの本人確認書類を添付してください。

申請方法

申請書類を、健康推進課または年金事務所に提出してください。申請書は日本年金機構のホームページからダウンロードできるほか健康推進課、年金事務所に備え付けています。

☎健康推進課 ☎55-2114 大河原年金事務所 ☎51-3111

ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004

募集

住民自治によるまちづくり基本条例審議会委員

住民自治によるまちづくり基本条例に基づいたまちづくりの実施状況などについて、調査、審議する委員を募集します。

① 次の要件を全て満たす方

- ・町内に住所を有する方または町内へ通勤通学している18歳以上の方
- ・町が設置した2つ以上の審議会などの委員でない方
- ・平日の日中に開催する会議に出席できる方
- ・柴田町議会議員または柴田町職員でない方

② 5人以内

任期/委嘱の日から4年間

報酬など/会議に出席した場合、日額6,700円と出席費用弁償500円

選考方法/書類選考(面接を行う場合があります)

※選考結果は応募者本人に通知します。

③ 1月16日(月)から2月10日(金)まで、応募用紙を持参または郵送、メールにて下記へ。

応募用紙は、町ホームページからダウンロードできるほか、まちづくり政策課、まちづくり推進センターに備えています。

☎まちづくり政策課 ☎54-2111 〒989-1692 柴田町船岡中央2丁目3-45

✉plan@town.shibata.miyagi.jp

令和5年度がん検診・健康診査の 申し込みは2月1日(水)まで

昨年12月に全世帯に送付した「令和5年度がん検診・健康診査の意向確認申込書」は、受診希望の有無に関わらず提出してください。

転入・転居などでお手元に書類がない方は下記までお問い合わせください。

① 2月1日(水)まで、同封の返信用封筒にて郵送、または直接下記へ。

☎健康推進課 ☎55-2160

65歳以上および中学3年生の方へ インフルエンザ予防接種費用の 助成期間を延長します

インフルエンザ予防接種については、国内のインフルエンザ感染者数が増加していることから、令和4年度の助成期間を延長しています。接種を希望される方は、早めに実施医療機関に予約の上、期間内に接種を受けてください。

接種期間 1月31日(火)まで

☎健康推進課 ☎55-2160

乳幼児相談

子どもの発育・発達や、健康、食事(離乳食)、歯や口、子育てなどについて相談できます。身長・体重計測のみの利用も可能です。

① 1月31日(火) 9:30～10:00～

☎保健センター1階

☎乳幼児と保護者

② 1月20日(金)まで電話で下記へ。

☎健康推進課 ☎55-2160

介護家族のしゃべり場

日々の介護の工夫など、介護を経験した家族の方と気軽に情報交換しませんか。

① 1月24日(火) 13:30～15:00

☎榎木事務所

☎榎木地域包括支援センター

☎56-5764

② 2月1日(水) 13:30～15:00

☎柴田町地域福祉センター

☎柴田町地域包括支援センター

☎86-3340

「ゆる。ぷら」インフォメーション

LINE活用相談会

LINEの使い方がわからない方の相談会です。受付時に疑問・質問をお伝えください。

日 1月23日(月) 13:30~14:30、
15:00~16:00、16:30~17:30

人 各1人(先着順)

申 前日まで電話で下記へ。

しばたおもちゃ病院

日 1月22日(日) 10:00~11:00

費 無料 ※部品交換は実費負担有

所 町まちづくり推進センター(イオンタウン柴田内) ☎86-3631

【開館時間】10:00~18:00

休館日/火曜日

小さな美術祭

町内小中学校の児童・生徒の絵画や造形物を展示します。

日 1月21日(土)~2月5日(日)

9:00~16:30

所 しばたの郷土館資料展示館思源閣

問 しばたの郷土館 ☎55-0707

火星と冬の星座

火星と冬の星座を観望します。

日 1月24日(火) 19:00~20:00(天候不良時は中止) ※時間内自由参加

所 柴田町太陽の村「太陽の家」屋上

費 無料 持 懐中電灯

問 柴田町星を見る会(豊川)

募集

実用書道教室

日常生活で役立つ、太字書きと細字書き、ペン字の用筆を学んでみませんか。

日 1月31日、2月14日、28日の火曜日

(全3回) 10:00~11:30

所 船迫公民館 費 1,000円(会場料)

申 1月20日(金)まで電話で下記へ。

問 書友会(桜井)

国民健康保険税(第10期)

問 税務課
☎55-2116

納期限

1月31日(火)

子育て支援センターからのお知らせ

募集 柴田町子育てまなびサークル「さくらんぼう」のメンバー

柴田町子育て支援ネットワークと、子育てサポーターが支援する柴田町独自の育児サークルです。お子さんが3歳になる1年間を仲間と一緒に楽しく過ごしませんか。「のびのび・いきいき」と子育てをしましょう。

活動期間/4月~令和6年3月(毎月1~2回程度)

所 町内在住で令和2年4月2日~令和3年4月1日生まれの未入所、未就園のお子さん
と保護者

人 20組(先着順) 費 無料(一部実費負担あり) 申 電話で下記へ。

「さくらんぼう」説明会

日 2月15日(水) 10:00~11:00 所 船迫こどもセンター

募集 子育てサポーター養成講座 ~一緒にママサポートしてみませんか~

家庭教育やボランティア活動(子育てサポーター)、ファミリー・サポート・センターの活動に関心を持ち、子育て中の親子を支援したいと思っている方のための講座です。

日 時	講座内容
2月1日(水) 9:30~12:00	○柴田町子育てサポーターの活動について 講師/柴田町子育てサポーター 佐々木 恵美氏 ○ファミリー・サポート・センターについて 講師/子育て支援センター職員 ○保育の心~子育てに関わる心構え 講師/あつふる保育園 園長 杉山 秀子氏
2月10日(金) 9:30~12:00	○子どもの育ちと食について 講師/町栄養士 ○子どもの健康と発育について 講師/町保健師・歯科衛生士

*全講座を修了した方には、子育てサポーター養成講座修了証書が交付されます。

所 船迫こどもセンター 申 1月25日(水)まで電話で下記へ。

問 柴田町子育て支援センター(船迫こどもセンター内) ☎55-5541

からだ測定会

1分ほどで腕や足、体幹の筋肉量、体脂肪量などを測定できます。軽運動や握力測定なども行います。*参加の目安は3カ月ごと

日 2月7日(火) 10:00~、10:15~、10:30~、10:45~ 所 船岡生涯学習センター

所 18歳以上の町民 *ペースメーカー装着の方は不可

人 各5人程度(先着順) 費 無料 持 上靴 申 2月6日(月)まで電話で下記へ。

問 健康推進課 ☎55-2160

募集

宮城いきいき学園 令和5年4月入学生

生きがいと健康づくりのための必要な知識を身につける学びの場です。

所 ①仙南校 ②大崎校 ③石巻校 ④気仙沼・本吉校 ⑤登米・栗原校

*どの場所に申し込んでも結構です。年間21回、2学年制となります。

所 60歳以上の方 人 各校30人 費 入学金5,000円、受講料年間20,000円

申 3月31日(金)まで申込書を下記へ。申込書は、福祉課、生涯学習課、船岡生涯学習

センター、槻木生涯学習センター、船迫公民館、柴田町図書館にあります。また、ホームページ(<http://www.miyagi-sfk.net/>)からもダウンロードできます。

問 県社会福祉協議会いきがい健康課 ☎022-225-8477

第3次柴田町環境基本計画(案)に係るパブリックコメントを実施します

町では目指すべき環境像をこれからの変化に対応させ、計画的に施策を実施していくことを目的として「第3次柴田町環境基本計画」の策定作業を進めてきました。計画(案)について、皆さまからご意見を募集します。

閲覧期間および意見募集期間 1月16日(月)～2月14日(火)

閲覧方法 町ホームページに掲載するほか、下記の場所で閲覧できます。

閲覧場所 町民環境課、槻木事務所、槻木生涯学習センター、船岡生涯学習センター、各公民館、農村環境改善センター、柴田町図書館、まちづくり推進センター
※閉庁、閉館日は閲覧できません。

提出方法 専用の用紙に記入の上、持参または郵送、FAX、メールで下記まで提出してください。専用の用紙は、町ホームページでダウンロードできるほか、各閲覧場所に備えています。なお、電話による受け付けは行いません。

町民環境課 ☎55-2113 ㊚55-3793 〒989-1692 柴田町船岡中央2丁目3-45
✉environment@town.shibata.miyagi.jp

主な学校行事予定の紹介コーナー

令和5年
2月

学校	日	主な行事
船岡小学校 ☎55-1064	2	入学説明会
	24	授業参観
槻木小学校 ☎56-1029	10	学習参観(6年生)
	16～17	学習参観(1～5年生)
柴田小学校 ☎56-1430	2	一日入学
	14	なわとび大会
	21	授業参観
船迫小学校 ☎55-5394	3	入学説明会
	10	部活動体験会(6年生)
	15	長縄記録会
	16	授業参観(1・3・5年生)
	17	授業参観(2・4・6年生)
西住小学校 ☎53-3227	1	一日入学
	8	郊外学習(3年生)
	17	授業参観(6年生) 入学説明会
	24	授業参観(1～5年生)
東船岡小学校 ☎55-1811	3	入学説明会
	24	学習参観
船岡中学校 ☎55-1162	22・24	期末考査(1・2年生)
	24	3学年PTA
槻木中学校 ☎56-1331	1	入学説明会
	22・24	期末考査(1・2年生)
	24	3学年PTA
船迫中学校 ☎54-1225	16	3学年PTA
	17・20	期末考査(1・2年生)
中学校共通	2	私立高校入試B日程
	9～10	期末考査(3年生)



柴田町図書館

からのお知らせ

みんなの図書館

☎柴田町図書館(しばたの郷土館・ふるさと文化伝承館内)
☎86-3820 ㊚86-3821 ✉library@town.shibata.miyagi.jp
㊚「柴田町図書館」で検索

講演会「地域を支え住民と共に歩む ～これからの図書館の姿とは～」

講師/NPO法人 知的資源イニシアティブ理事 山崎 博樹 氏
㊚1月21日(土) 13:30～15:00 ㊚柴田町図書館2階 多目的ホール
㊚45人(先着順) ㊚無料 ㊚不要

当日の講演はインターネットで配信しますので、柴田町図書館ホームページをご覧ください。

配信期間/1月25日(水)～31日(火)

読書会「恋する図書館」エントリー受付中

「恋愛」をテーマに図書館司書が選んだ対象図書を読み、本の感想などを楽しく語り合う会です。

㊚3月19日(日) 14:00～16:00 ㊚しばたの郷土館 研修室
㊚20歳以上の未婚者で、対象図書を1冊以上読んだ方 ㊚無料
㊚3月12日(日)まで電話で柴田町図書館へ。

毎月23日は「ノーテレビ・ノーゲームデー」です

毎月23日は、テレビを消し、ゲームをやめて家族で本を読んでみませんか。
読み聞かせや読んだ本の感想などで、家族とのコミュニケーションを深める時間を作って過ごしてみましょう。

《柴田町図書館》

- ◆開館日/火曜日～金曜日10:00～19:00 土・日曜日、祝日10:00～17:00
- ◆休館日/月曜日・第4木曜日(祝日の場合は開館し、翌日が休館)

《槻木分室》☎87-8290 ㊚87-8293

- ◆開館日/火曜日～土曜日10:00～17:00
- ◆休館日/日曜日・祝日・槻木生涯学習センター休館日
第4木曜日(祝日の場合、翌日も休館)

※日程が変更になる場合があります。詳しい内容については、各学校にお問い合わせください。

所得申告相談は下記の日程で

税務課 ☎55-2116
大河原税務署 ☎52-2202

日 2月7日(火)～3月15日(水) 受付 9:00～11:00、13:00～15:00

申告会場の混雑を避けるため、必ず対象行政区の指定日に申告相談されますようお願いいたします。指定日にどうしても都合の悪い方は、指定日以外の午後からの受け付けになります。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」でスマホや自宅のパソコンからe-Tax又は郵送で確定申告ができます。ご自宅等からの作成・提出にご協力をよろしくお願いいたします。



確定申告書作成
webページ

相談日	対象行政区	相談会場
2/7 (火)	23区・25区	農村環境改善センター
8 (水)	21区・22区・27区	
9 (木)	24区・26区	
10 (金)	17 B区	榎木生涯学習センター 3階会議室
13 (月)	17 A区	
14 (火)	18 A区・18 B区	
15 (水)	14区・20区	
16 (木)	15区・19区	
17 (金)	13区	
20 (月)	16区	
21 (火)	28区	
22 (水)	5区・8区	役場4階 多目的ホール
24 (金)	30区	
27 (月)	6 A区・6 B区	
28 (火)	3区・29 B区	
3/1 (水)	2区・10区	
2 (木)	4区・29 D区	
3 (金)	29 A区	
6 (月)	29 C区	
7 (火)	12 A区 (中名生) 12 B区	
8 (水)	12 A区 (下名生)	
9 (木)	11 A区・11 D区	
10 (金)	11 B区	
13 (月)	11 C区	
14 (火)	1区・9 A区・9 B区	
15 (水)	7 A区・7 B区	

○e-Taxや税務署で申告をされる方は、役場での申告は必要ありません。

○土地・建物の譲渡、株式譲渡、雑損控除、新規住宅ローン控除の申告がある方は、税務署で申告をしてください。

○町申告相談で作成した確定申告書は、大河原税務署へ電子データにより提出しますので、利用者識別番号 (ID) がわかる書類 (確定申告のお知らせはがきなど) を持参ください。未取得の方は、IDの取得について申告相談時に同意書をいただきます。
※所得申告書等の提出の際には、マイナンバーの記載と申告者の本人確認書類の提示が必要となります。

○全く収入がなく、同居親族の扶養になっている方 (年末調整や確定申告で被扶養者となっている方) は、申告をする必要はありません。
※扶養になっていない方や、別居親族の扶養になっている方は、簡易申告書 (1月中旬に配布する「令和5年度 町民税・県民税所得申告相談のご案内」の裏面) を税務課へ提出してください。

○令和2年分で事業収入があり、売上が1,000万円を超える方は消費税の申告も必要となります。必要書類を持参し、税務署で所得申告と併せて申告をしてください。町では、消費税の申告は受付していません。

○公的年金の他に収入がない方で、下記に該当する方は、申告をする必要はありません。

年 齢	年金収入金額
65歳以上 (昭和33年1月1日以前生まれ)	153万円以下
65歳未満 (昭和33年1月2日以後生まれ)	103万円以下

※詳しくは、1月中旬に各世帯に配布する「令和5年度 町民税・県民税所得申告相談のご案内」をご覧ください。

大河原税務署における確定申告書作成会場

日 2月13日(月)～3月15日(水)の平日 9:00～17:00

所 大河原税務署 東庁舎2階

※税務署での確定申告は「入場整理券」が必要です。入場整理券は税務署で当日配布されますが、入場整理券の配布状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。また、LINEを通じた入場整理券事前発行も可能です。前発行は右記二次元コードからご確認ください。

事前発行期間/2月13日(月)～3月15日(水)相談分

※相談日の10日前から2日前まで発行可能

問 大河原税務署 ☎52-2202



国税庁LINE公式
アカウント